

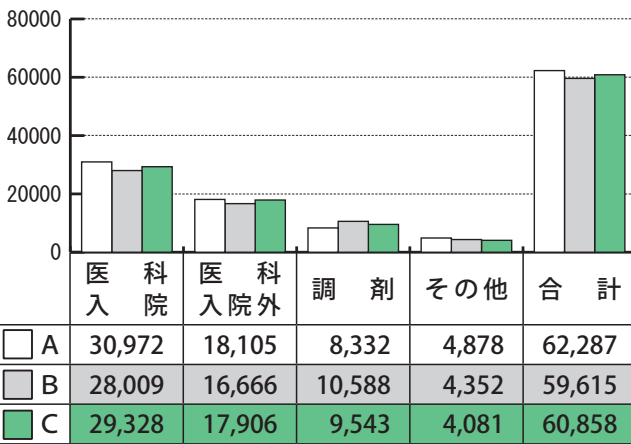
高齢者の医療費動向

～みんなで支える老人保健制度～

老人保健制度は、国民の老後における健康の保持と適切な医療の確保を図るため、疾病の予防、治療、機能訓練などの総合的な保健事業を実施し、国民保健の向上および老人福祉の増進を図ることを目的として、昭和58年2月に創設されました。

老人一人当たりの医療費（月平均）

単位：円



- A 平成17年度（伊奈町）
- B 平成17年度（谷和原村）
- C 平成18年度（つくばみらい市）

※平成18年度は、平成18年11月診療分までの平均

《老人保健で医療を受ける方》

- 1 75歳以上の方
- 2 昭和7年9月30日以前に生まれた方
- 3 65歳以上で一定の障害のある方

※一定の障害とは、

- ① 障害基礎年金証書をお持ちの方
- ② 身体障害者手帳1～3級の全部、4級の一部の方
- ③ 精神障害者手帳1級または2級の方

④ 療育手帳Aまたは(A)の方
 ☆詳しくはお問い合わせください。

《老人医療費の動向》

老人医療費は、急速に進行する人口の高齢化、疾病構造の変化などにより増加の一途をたどり、現在では国民医療費全体の約4割を占めるまでになっています。

つくばみらい市の平成18年度老人一人当たりの医療費は月6万858円、そのうち患者負担分は5千014円で、残りの5万5千844円は国民みんなが負担しています。このように老人医療制度は、高齢の方が安心して医療を受けられるよう、国民みんなが協力し合って費用を負担する制度です。

《茨城県の状況》

茨城県内でも老人医療費は市町村によってかなりの格差があります。平成17年度一人当たりの月平均老人医療費をみると、県平均は5万9千699円で、茨城県で最も高い市町村と最も低い市町村を比べてみると、約1万9千円もの差があります。つくばみらい市は、44市町村中14位と比較的高く、特に入院医療費は4位と非常に高い状況にあります。

医療費がこれからも増え続けると、国民みんなの負担も大きくなってしまいます。逆に、健康で自立した生活を送り、医療費を減らしていくことができれば、国民みんなの負担が軽くなるだけではなく、その人の

人生も楽しく充実したものになります。正しい生活習慣を身につけて、いつまでも元気で健康的な暮らしを楽しみましょう。

《生涯を自立して過ごすために》

寝たきりなど、介護が必要になる原因としては、脳卒中などの生活習慣病のほかに、高齢による衰弱や転倒・骨折、認知症などがあります。これらは不活発な生活から招かれる全身の心機能低下（生活不活発病）に起因することが少なくありません。健康的な生活習慣を築いて「生活習慣病」と「生活不活発病」を予防することで介護予防につとめましょう。

健康高齢者12カ条

- ① 食事は1日3回、規則正しく
- ② よくかんで食べる
- ③ 野菜、果物など食物繊維をよくとる
- ④ お茶をよく飲む
- ⑤ たばこは吸わない
- ⑥ かかりつけ医を持っている
- ⑦ 自立心が強い
- ⑧ 気分転換のための活動をしている
- ⑨ 新聞をよく読む
- ⑩ テレビをよく見る
- ⑪ 外出をすることが多い
- ⑫ 就寝・起床時間が規則的

◆問い合わせ先
 伊奈庁舎国保年金課
 ☎ 58-2111内線1187